

美容師養成の改善に関する当面の方針

令和4年3月30日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

- 1 美容師の養成制度について、第18回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループから指摘があった「国家試験（実技試験）」や「養成段階の知識技能の取得」等については、検討会での御意見や御議論を踏まえ、厚生労働省において、関係者の協力を得ながら、令和4年度から以下のように取り組むこととする。

（1）国家試験（実技試験）の改善

①「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

- ・ 公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に対して、実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。併せて、他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めるよう要請する。
- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習において、「まつ毛エクステンション」を含めた必修の基本的な技術を確実に身に付けさせるよう、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の協力を得ながら、改めて徹底するよう周知する。

②「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

- ・ ①の取組みを進めつつ、「オールウェーブ」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。

- ・ 他方、オールウェーブは、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることは確認できたことから、都道府県を通じて、養成施設に対し、「オールウェーブ」の学習の際などに、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう要請する。

(2) 養成段階の知識技能の取得の推進

①美容実習全体について

- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習について、必修課目を網羅するとともに、試験課題に偏らない、就職先のニーズも踏まえたものとなるよう、徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行う。

②美容所における実務実習について

- ・ 都道府県を通じ、養成施設に対し、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例（養成施設と美容所の十分な連携、実務実習計画など）について収集し、周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から進める。

(3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、
 - i 全国レベルの取組に対して厚生労働省も参画し、充実を図る。
 - ii 地域レベル、養成施設単位において養成施設と経営者（団体）との連携を促進することとし、まずは、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

- ・ 美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む）の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図る。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、養成施設による就業後のアフターフォローについて、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

2 以上の取組状況や効果も踏まえつつ、美容師養成については、不断の検討・改善を行っていく。平成29年に行った理容師・美容師養成の教科課目等に関する見直しについても、新カリキュラムによる免許取得者の状況を踏まえつつ、評価を行い、その結果を踏まえて、養成の在り方について必要な見直し等を行う。